第明治三十五種郵便物認可　第三十一年三月一日　木曜日　官報　（号外第211号）（3分冊の2）　65　平成21年10月1日

平成２１年（フ）第２５３１号
札幌市白石区本郷通９丁目南３番４号　元起ビル１階
債務者　遠藤　　勉
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５６３号
札幌市手稲区稲穂１条１丁目12番５―203号
債務者　木村　知美（旧姓風間）
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６１１号
札幌市厚別区厚別西５条１丁目14番17号
債務者　瀧川　裕美（旧姓関）
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６７９号
北海道恵庭市島松仲町３丁目７番10号
債務者　三上　祐人
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６８３号
札幌市中央区南10条西８丁目３番10―202号
債務者　佐藤　慶太
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６９９号
札幌市白石区平和通１丁目北５―24　ドーミー白石ＪＫ813号室、住民票上の住所北海道虻田郡倶知安町南４条東５丁目１番地103
債務者　鎌田　恭平
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７４６号
札幌市南区澄川６条３丁目２番６―606号
債務者　坂井　宏充
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７４７号
札幌市南区澄川６条３丁目２番６―606号
債務者　坂井　律子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７５２号
札幌市厚別区厚別中央１条７丁目16番24―403号
債務者　横山　直美
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７８７号
札幌市南区石山１条７丁目７番68号　石山荘６
債務者　早川　徳英
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８０９号
札幌市東区北25条東１丁目５番12号　アサヒハイム北25条Ｂ―103
債務者　土井　一子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８１３号
札幌市中央区大通東４丁目１番地14　メゾン大通東503号
債務者　福田　俊夫
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８１９号
札幌市厚別区厚別西３条５丁目３番30号　ハイツ横栄205号
債務者　土山誉士男
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８２１号
札幌市西区西野11条９丁目８番６号
債務者　新井田誠也
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８２６号
札幌市白石区中央２条３丁目６番３号　コーポ松美105号
債務者　橋本　洋希
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８４５号
札幌市西区発寒８条14丁目514番地35　メゾンド発寒202号
債務者　森　　美咲
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８４６号
札幌市西区発寒８条14丁目514番地35　メゾンド発寒202号
債務者　森　みどり
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
　札幌地方裁判所民事第４部